

# 国民年金 だより

問い合わせ先  
保険年金課 年金係  
☎(40)5558



あなたには第3号被保険者  
期間がありますか？

第1号被保険者とは・・・

自営業・自由業・学生など

第2号被保険者とは・・・

厚生年金保険・共済組合加入者である会社員・公務員など

第3号被保険者に

なる人とは・・・

厚生年金保険・共済組合加入者（第2号被保険者）に扶養されている、年間収入が一定に満たない、20歳以上60歳未満の妻（夫）です。

第3号被保険者であることを届出しておけば、該当している間は保険料を納めなくても、国民年金保険料を納めたのと全く同じ扱いになります。

夫（妻）に扶養されていても、自動的には第3号被保

険者になりません。夫（妻）の勤務先に届け出ることが必要です。

年間収入が一定額に満たない、20歳以上60歳未満の妻（夫）とは、一般的に年間収入が130万円未満の方です。

こんなときは種別変更の届出が必要です。

第3号被保険者に

該当する場合

扶養者たる配偶者が就職して厚生年金・共済組合加入者になったとき

結婚して、配偶者（第2号被保険者）の扶養になったとき  
収入が減って、配偶者（第2号被保険者）の扶養になつたとき  
会社を退職して、配偶者（第

2号被保険者）の扶養になつたとき

配偶者が転職して加入する年金制度が変わったとき

これらの場合は、届出書に年金手帳を添えて、配偶者の勤務先に、第3号被保険者の届出をしてください。

第3号被保険者に

該当しなくなった場合

配偶者が退職（失業）したとき  
離婚したとき

配偶者が死亡したとき  
収入が増えて配偶者から扶養されなくなったとき

これらの場合は、第1号被保険者となりますので、各庁舎（国分寺庁舎は保険年金課、石橋・南河内庁舎は市民課窓口係）に届出をしてください。

あなたが就職して会社員や公務員になったとき

この場合は、第2号被保険者となりますので、勤務先の事業所が届出をします。

## 国民年金保険料の納め方

国民年金保険料は、社会保険庁から送付された納付書で、銀行・郵便局等の金融機関やコンビニエンスストアなどで納めることができます。

納付書がお手元にない場合は、栃木社会保険事務所（☎0282 22 6074）へご連絡ください。

口座振替が便利です！

国民年金保険料の納付は、便利でお得な口座振替をご利用ください。保険料を口座振替にすると、ついうっかりの納め忘れがなく便利です。

また、保険料を当月末日に振替にすると、月々50円の割引が受けられます。また、その年度の保険料1年分または6か月分まとめて口座振替で納めると、さらに割引額が大きくなり大変お得です。

口座振替の手続きは、栃木社会保険事務所または各金融機関で（納付書、通帳、届出印をご持参ください）

## 「学生納付特例制度」

所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方については、「学生納付特例」という保険料の納付が猶予される制度をご利用いただけます。申請は各庁舎（国分寺庁舎は保険年金課、石橋・南河内庁舎は市民課窓口係）で行ってください。

なお、申請は毎年必要です。

対象となる方  
大学（大学院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校、または各種学校（）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下（）の方です。

各種学校とは・・・  
学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳しくは栃木社会保険事務所までお問い合わせください。

所得の目安は・・・

118万円＋扶養親族の数×38万円で計算した額以下である場合に対象となります。